

8 大学院生臨床栄養師認定研修履修細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定研修履修相当細則第2条に規定する認定講座および臨床研修の一部に相当する履修要件等について、大学院における必要事項を定める。

(認定講座履修及び臨床研修要件)

第2条 認定講座及び臨床研修の一部に相当する履修要件は、次のとおりとする。

- ① 管理栄養士の資格を持ち、日本健康・栄養システム学会の会員である大学院生を対象とする。
- ② ①の大学院生は、臨床栄養師認定研修履修相当細則第2条の1項目、また第2条の2項目以下の各項目に該当する場合は、認定講座及び臨床研修の時間数に相当させることができる。
- ③ 後条4条に定める臨床栄養師研修担当責任者がいる大学院の学生は、臨床栄養師研修委員会が承認した大学院科目については、認定講座の時間数に相当させることができる。
- ④ ①の大学院生は、臨床栄養師研修委員会が指定した18時間の認定講座（倫理とチーム活動、栄養ケア・マネジメントと情報管理、科学的根拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動、栄養ケア・マネジメントの運営一計画・評価、品質改善活動、制度と臨床栄養活動、人材教育と自己研鑽、生涯学習、特別講義）を受講し、臨床研修は、臨床栄養師臨床研修実施細則に基づいて臨床研修受託施設において行う。

(履修相当許可)

第3条 学会は、前条第1項から第4項に相当する履修要件を満たしていると認められる者に対し、その旨を文書（様式第(履)-03号）にて通知するものとする。

(大学院臨床栄養師研修担当責任者)

第4条 大学院科目の認定講座履修相当の承認を得る場合には、大学院教員である臨床栄養師研修担当責任者が申請を行う。

2. 大学院臨床栄養師研修担当責任者は日本健康・栄養システム学会評議員であり、臨床栄養師研修大学院部会の委員とする。

3. 大学院臨床栄養師研修担当責任者は、臨床栄養師資格認定規則第2条に規定する臨床栄養師の定義及び3条に規定する臨床栄養師の資質についてよく認識し、臨床栄養師の育成に努め、学会において実施されるレベルを下回らないようにする。

(大学院科目の認定講座履修相当)

第5条 大学院臨床栄養師研修担当責任者は、大学院科目の認定講座相当時間の申請を臨床栄養師研修委員会に行い、その承認を得ることが必要である。

2. 大学院履修科目において、認定講座の履修時間に相当を申請することのできる科目は、臨床栄養師研修大学院部会が指定する栄養アセスメント・栄養ケア計画4時間、経腸・静脈栄養法6時間、栄養教育（生活習慣病）4時間、栄養教育（低栄養状態、カウンセリング・コミュニケーション）6時間、栄養教育（栄養教育の基礎）2時間、症例検討19時間、退院計画・指導4時間、在宅栄養ケア・マネジメント3時間、集団の栄養評価と計画4時間、地域栄養活動2時間、給食経営管理4時間、経営の基礎

8時間、の計66時間までとする。ただし、症例検討19時間のうちの少なくとも10時間は、NCMリーダーあるいは臨床栄養師が担当している場合に限り、相当時間とみなされる。

臨床栄養師研修担当責任者は、科目名、担当者、担当者の所属（NCMリーダー及び臨床栄養師の資格の有無）、履修時間、研修カリキュラムに相当する達成目標等を明記し、認定講座科目の相当時間の申請を行い、臨床栄養師研修委員会が認定講座の時間数の承認を行う。

（書類様式・申請）

第6条 大学院科目の認定講座履修相当申請に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定講座書類様式細則を別に定める。

第7条 大学院生は、臨床栄養師の資格・認定申請時に在学証明書を添付することとする。

（費用）

第8条 費用については、認定講座については、学会指定科目の18時間相当分の費用とし、そのほかは、臨床栄養師資格認定費用等細則の通りとする。

付則

1. この規則は、平成19年4月1日より施行する。
2. この細則は、平成28年3月に改定され、平成19年4月以降の事項について適用する。